

平成27年度札幌市国民健康保険条例の一部改正について

賦課限度額の引き上げ

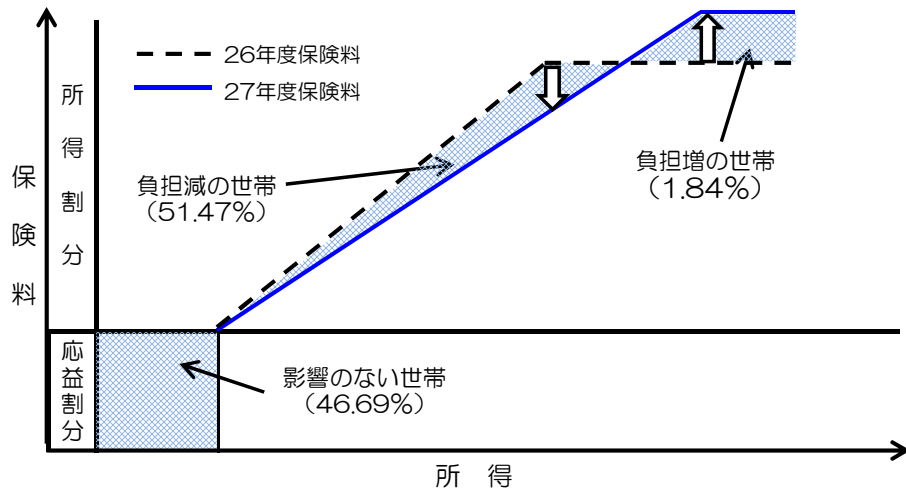
○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、限度額の引き上げを行う。(2年連続の引き上げ)

区分	26年度	27年度	引上げ額
医療分	51万円	52万円	+1万円
支援金分	16万円	17万円	+1万円
介護分	14万円	16万円	+2万円
合計	81万円	85万円	+4万円

○影響

- ①限度額到達世帯(高所得層)の負担増
- ②負担感が強い中間所得層の負担軽減



2人世帯(介護有)の場合 (モデルケース)

		26年度	27年度	差額
給与収入	200万	220,250円	219,400円	▲850円
給与収入	400万	456,970円	455,050円	▲1,920円

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行う。(2年連続の拡大)

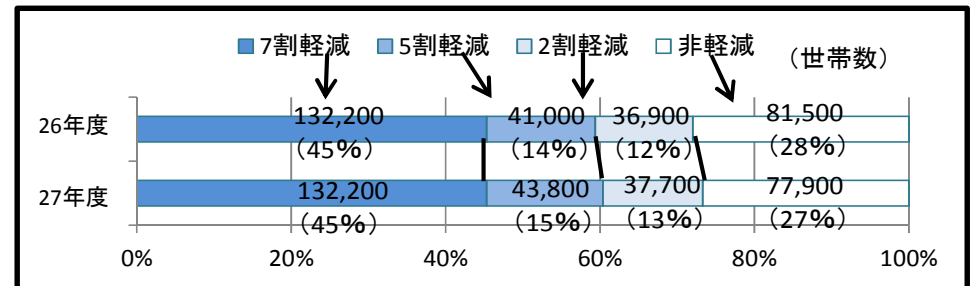
区分	26年度(世帯所得で判断)	27年度(世帯所得で判断)
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(被保険者数×24.5万円)以下	33万円+(被保険者数×26万円)以下
2割軽減	33万円+(被保険者数×45万円)以下	33万円+(被保険者数×47万円)以下

○影響

軽減対象世帯の増加

軽減拡大の対象となる世帯は、約6.4千世帯。

軽減額は、約1.2億円(1世帯あたり約1.9万円の減)



※全軽減世帯は約21万4千世帯(全体29万2千世帯の7割強)に

2人世帯(介護有)の場合 (モデルケース)

		26年度	27年度	差額
軽減なし→2割軽減	給与収入 205万	247,140円	224,390円	▲22,750円
2割軽減→5割軽減	給与収入 150万	165,050円	131,740円	▲33,310円